

消費者被害の事案の概要等について

学納金返還請求訴訟

<事案の概要>

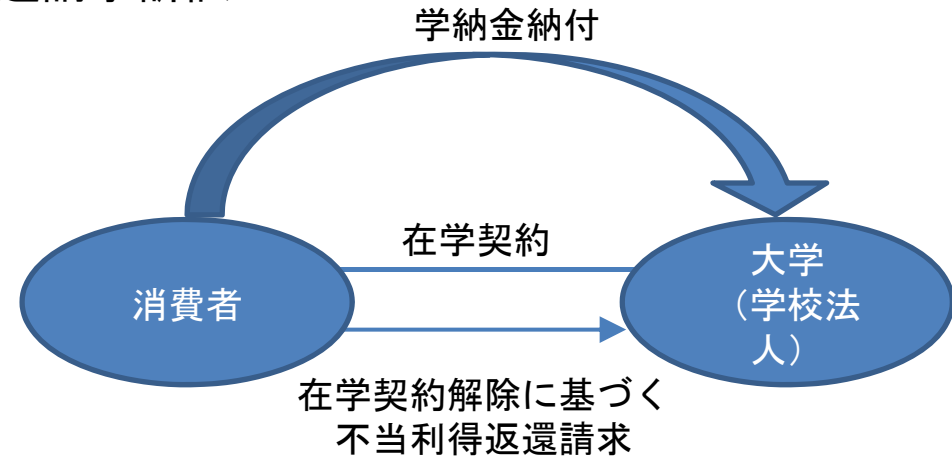
原告らが、それぞれ被告大学への入学を辞退することで被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学に対して、不当利得返還請求権に基づき、学納金相当額の支払を求めた事案。

<判旨>

入学金は特段の事情のない限り、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであるから、入学金納付後、在学契約が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負わない。

また、入学辞退の申出は、当該学生本人の確定的な意思に基づくものであることが表示されている以上は、口頭によるものであっても、原則として有効な在学契約の解除の意思表示と認めるのが相当であり、学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性を持って予測される時点よりも前の時期における解除については原則として平均的損害は存しないというべきであり、学生の納付した授業料等及び諸会費等は、原則として、その全額が当該大学に生ずべき平均的な損害を超えるものといえる。

(参考：最判平成18年11月27日民集60巻9号3597頁)



<共通争点>

- ① 在学契約の法的性質
- ② 在学契約の成立時期の考え方
- ③ 在学契約を解除することができるか、解除した場合の学納金の取扱い
- ④ 不返還特約の性質
- ⑤ 在学契約に消費者契約法が適用されるか
- ⑥ 不返還特約の消費者契約法上の効力（消費者契約法第9条第1号に規定する「平均的な損害の額」を超える部分について不返還を定めていることになるか）

<個別争点>

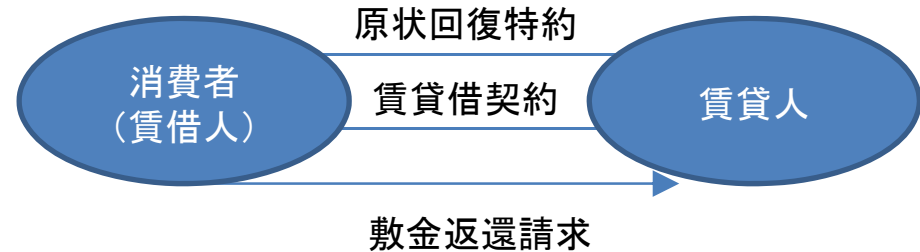
- ① 納入した授業料等の額
- ② 入学辞退（在学契約の解除）の有無及びその時期

敷金返還請求訴訟

<事案の概要>

賃借人（原告）が賃貸人（被告）に対して、原告と被告との間の建物賃貸借契約の終了及び建物の明渡しを理由に敷金20万円及び遅延損害金の支払を求めたところ、被告が原状回復特約※に基づく原状回復費用を控除すると、返還すべき残金はないとして敷金の返還を拒否したのに対し、原状回復特約は無効であると主張した事案。

※原状回復特約＝自然損耗及び通常の使用による損耗について賃借人に原状回復義務を負担させる特約



<判旨>

本件原状回復特約により自然損耗等についての原状回復費用を賃借人に負担させることは、賃借人の二重の負担の問題が生じ、また、居住目的の建物賃貸借契約において、消費者賃借人と事業者賃貸人との間では情報力や交渉力に差があるのが通常であり、本件原状回復契約においては、賃借人に必要な情報が与えられず、自己に不利益であることが認識できないままされたものであって、本件原状回復特約は信義則に反して賃借人の利益を一方的に害するといえる。

（参考：京都地判平成16年3月16日、大阪高判平成16年12月17日）

<共通争点>

- 原状回復特約の有効性（消費者の利益を一方的に害するものとして無効となるか）

<個別争点>

- 賃借人が負担すべき原状回復義務の範囲

個人情報流出事件

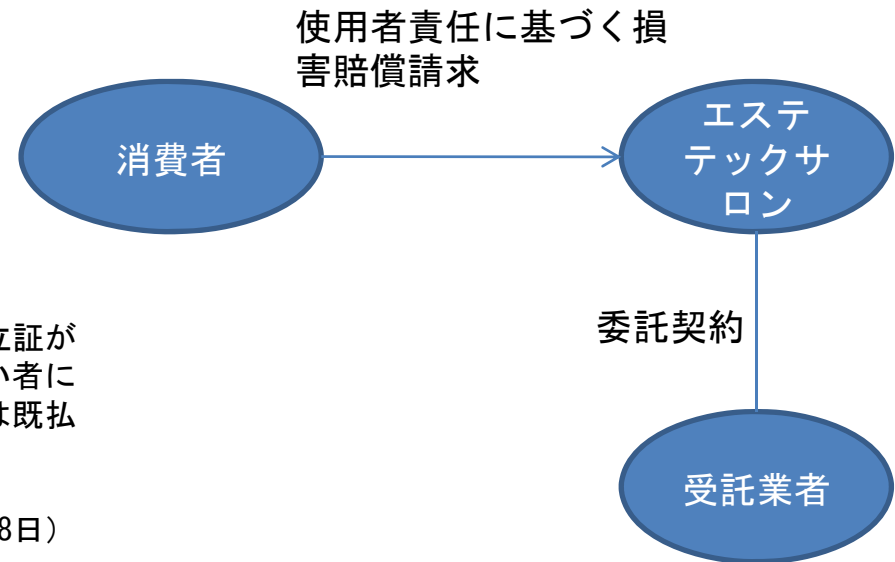
<事案の概要>

エステティックサロンを経営する会社が、インターネット上に開設したウェブサイトにおいて実施したアンケート等を通じて原告らから提供され保有管理していた原告らの個人情報を、インターネット上において第三者による閲覧が可能な状態に置き、実際に第三者がそれにアクセスして個人情報を流出させたことによって、原告らのプライバシーを侵害したとして慰謝料の支払を求めた事案。

<判旨>

原告のうち、迷惑メールが送信されたなどの二次被害の主張立証がされた者は、慰謝料3万円及び弁護士費用5,000円、それがない者には慰謝料2万円及び弁護士費用5,000円（ただし実際の認容額は既払金3,000円を控除したもの）の損害賠償を認めた。

（参考：東京地判平成19年2月8日、東京高判平成19年8月28日）



<共通争点>

- ①流出した情報がプライバシーに当たるか、センシティブ情報あるいは機微情報といえるか（個人情報流出の事実の有無及びその態様）。
- ②受託者の注意義務違反（個人情報の管理体制）
- ③使用者責任を負うといえるか実質的指揮監督関係の有無、民法第716条の適用があるかどうか。

<個別争点>

損害額（ただし、迷惑メールの受信などの被害がある者とならない者で異なっているが、その他の個別事情は、金額に反映されていない。）

※流失した情報に個人情報が含まれているものであることが必要である。